

別表第六号 経歴証明書の様式（第14条関係）（平7 郵令15・平10郵令45・平11郵令3・
令元総省令19・令2 総省令85（令2 総省令103）・令2 総省令103・一部改正）

経 歴 証 明 書		
従 事 期 間		従事した接続の工事の内容
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日間	
合	計	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

会 社 名

所 在 地

代表者役職名

代表者氏名

短 辺 （日本産業規格 A 列 4 番）

- 注1 経歴証明書は、接続の工事に従事した勤務先の証明を受けなければならない。
- 2 従事した接続の工事の内容は、別表第四号の実務経歴が容易に判別できるものであること。
- 3 従事期間は、次により計算した期間を記入すること。
- (1) 従事した日から起算し、末日は終了しないときでも1日として算入する。
- (2) 月又は年で定める従事期間は、暦に従って計算し、月又は年の始めから起算しないときは、その期間は最後の月又は年における起算日に応当

する日の前日をもつて満了する。ただし、最後の月又は年に応当日がないときは、その月の末日をもつて満了するものとする。

- (3) 従事期間を計算するには、1月に満たない従事日数は、合算して30日になるときは1月とし、1年に満たない従事月数は、合算して12月になるときは1年とする。

- 4 従事した勤務先が異なるときは、それぞれの勤務先ごとに経歴証明書を作成すること。